

静岡県における護憲運動の歩み——社会党静岡県連（県本部）を中心に——

橋本誠一

はじめに

周知のように、日本社会党は長らく護憲政党と呼ばれ、その社会党（革新）と自民党（保守）を軸に成立したいわゆる「55年体制」（1955～1993年）は憲法9条と安保条約を主要な対立点とするものであった。社会党にとって「護憲」は党の存在意義に関わる重要な鍵概念であった。それだけに、静岡県の社会運動史を標榜する本書において護憲運動の歴史を取り上げないわけにはいかない。正直なところ、そういう思いだけで本稿の執筆にとりかかった。

しかし、実際、護憲運動の歴史を執筆するのはむずかしい。当然だが、護憲運動は社会党だけで成り立っているわけではない。それは、時代の変化に対応しながら、政党と幅広い市民の連携によって粘り強く取り組まれてきた。それだけに、政党と市民双方の動きを適切に目配りする必要がある。しかし、資料の残存状況や筆者の能力不足のゆえに、そのようなバランスのとれた目配りは最初から断念せざるを得なかった。そこで本稿が選択したのは、静岡社会文化会館が所蔵する日本社会党静岡県支部連合会（のち静岡県本部）¹の諸資料（おもに大会議案書類）に依拠して護憲運動の歴史をまとめるという方法であった。

以上の選択の結果、護憲運動の歴史を眺める本稿の視点は、必然的に社会党の立場から見た護憲運動ということにならざるをえない。ある特定の視点から対象を見れば、観察者には必ず見えないもの（側面・部分）が発生する。その意味で何らかの偏りが避けられない。

とはいえ、護憲運動の歴史を、静岡県レベルで、かつ政党資料に依拠して実証的に考察するという作業は、管見の限りではこれまであまり例がないように思う。もしこの作業を通して護憲運動史に新たな知見を提供することができれば、筆者にとって望外の喜びである。

本論に入る前に、護憲運動の定義について触れておきたい。何をもちて護憲運動というのか。憲法は大きく統治機構（国や自治体の仕組み）と基本的人権の規定で構成されている。したがって、理論的にはそれらに関わるすべてが護憲運動の対象となり得る。しかし、このように広義に解すれば、社会党の場合、政党活動のほぼすべてが護憲運動ということになりかねない。しかし、それでは筆者の手に余る。そこで、本稿では、社会党静岡県連（県本部）が自ら議案書などで「護憲運動」と定義づけているもの限定して考察することとした（必要に応じて、それ以外の事項についても言及するが）。そこを立脚点として護憲運動の歴史を貫く一つの「流れ」を見出したいと思う。

Ⅰ 占領期の日本社会党と憲法問題

¹ 日本社会党の静岡県支部は、1945年12月18日結成以来「日本社会党静岡県支部連合会」（県連）という名称を使用していたが、その後、県連第23回定期大会（1963年3月）の規約改正により、「日本社会党静岡県本部」（県本部）に改称した。

周知のように、日本国憲法は1946年11月3日公布され、翌1947年5月3日施行されたが、占領軍の最高政策決定機関＝極東委員会（Far Eastern Committee）の決定にもとづき、日本政府（内閣と国会）に対して日本国憲法の見直しが求められた。しかし、日本側の反応は鈍く、結局、憲法の見直しはうやむやに終わった。この間の経緯は以下の通りであった²。

【1946年】

- ・10.17 極東委員会（FEC）は、「新憲法の再検討に関する規定」（FEC-031/41）を全会一致で承認し、「憲法発効後、1年を経て2年以内に」国会と極東委員会が新憲法を再検討することを決定した。

【1947年】

- ・01.03 GHQ司令官マッカーサーは吉田首相宛に書簡を送り、「連合国は、必要であれば憲法の改正も含め、憲法を国会と日本国民の再検討に委ねることを決定した」旨を通知した。これに対し吉田は、「手紙拝受、内容を心に留めました」と返信した（同月6日付）。
- ・03.20 FEC「新憲法の再検討に関する規定」（FEC-031/41）の内容が一般に公表された。

【1948年】

- ・05.03 共同通信によれば、「一部に有力な改正意見が擡頭しており、国会内にも憲法改正の気運が起りつつある」。しかし、国会事務局が指摘した検討課題³に9条は含まれていなかった⁴。
- ・08.12 鈴木義男法務総裁、憲法改正問題に関する談話を発表し、「憲法再検討の機関を設けることを政府から国会に申入れたことは事実であるが、[GHQからの]指令にもとづくものではない（示唆というべきものはあった）」、「法務庁でも検討しているが、国会も委員会というようなものを設けて要旨修正を適当とする条項などを明らかにしたい」、「改正案を通常国会に提案するようなことは考えていない」という趣旨を述べた⁵。
- ・08.26 吉田首相と鈴木法務総裁からの要請を受け、松岡駒吉衆院議長と松平恒雄参院議長が憲法改正研究会の設置について協議⁶。
- ・09.21 衆参両院議長の協議の結果、①憲法改正を前提とせずに憲法改正の必要があるかないかを調査するため研究会を設置する、②研究会は憲法解釈の統一およびその運用の面で改正しないですむらばできるだけ設置せずに行きたい、という2点で意見が一致した⁷。

この間、社会党中央は、他の政党と同様、とくに憲法改正問題に関心をもっていただけではない。たとえば、1948年1月党中央執行委員会が決定した1948年度基本運動方針を見ても、客観的情勢は社会主義的政策の採用を要求しているにもかかわらず、主体的条件が立ち遅れて

² とくに注記したもの以外は、古関彰一『日本国憲法の誕生 増補改訂版』（岩波書店、2017年）416～418頁、による。

³ 記事によれば、事務局指摘の検討事項は、第1章天皇（1条、5条、6条）、第3章国民の権利義務（「何人も」のなかには外国人を含むのか不明確）、第4章（42条、43条、54条3項、59条2項）、第5章内閣（67～69条）、第6章司法（81条）、第7章財政（83条）、第10章最高法規（99条）、第11章補則（100～103条）であった。

⁴ 『静岡新聞』1948年5月3日付。

⁵ 『静岡新聞』1948年8月13日付。

⁶ 『静岡新聞』1948年8月27日付。

⁷ 『静岡新聞』1948年9月22日付。なお、配信元の共同通信は、「憲法研究会はこの両院議長会談によって一応設置する方針が確定したが、松平議長の希望によって直ちにこれを設置するに至らず、結局、臨時国会がはじまって両院関係者が上京した上で設置される段取りとなろう」と観測している。衆参両院の議事録を見る限り、この研究会が実際に設置されることはなかったようである。

いることから、当面の運動目標は民主主義の徹底化に置かなければならないという方針を基本に据える一方で、憲法改正への具体的言及はない⁸。それは同年10月党中央執行委員会決定⁹においても変わらなかった。

2 「護憲」政党の誕生

社会党が党の方針・政策として憲法擁護を主唱するようになるのは、講和・安保問題が契機であった。1949年12月党中央執行委員会は「講和問題に関する一般的態度」を決定し、中立堅持、全面講和、軍事基地化反対（平和三原則）の方針を表明した。中立堅持は日本国憲法の要請であり、単独講和と軍事基地化は中立堅持と矛盾するとされたのである。この方針は、翌1950年1月第5回党大会で承認された。同年4月社会党は「講和問題に対する基本方針」を発表し、「日本は憲法において非武装、平和を宣言したのであって、その趣旨はみずから戦争を放棄するはもとより国際紛争に対しても、当然中立的立場を意味する」という立場を表明した¹⁰。さらに1951年1月第7回党大会では、新たに平和4原則「全面講和、中立堅持、軍事基地反対、再軍備反対」を方針化し、「講和問題に関する決議」「再軍備反対決議」¹¹を採択した。

しかし、社会党など全面講和派の反対にもかかわらず、1951年9月サンフランシスコ講和条約と日米安保条約が調印された。そこで、1951年10月第8回臨時党大会は、「当面の行動基準」¹²を採択し、講和条約と安保条約に反対するとともに平和憲法を守るという方針を確認した。

しかし、この第8回臨時党大会では講和・安保問題をめぐる党内対立が激化し、ついに10月左右分裂に至ったが¹³、その大会が「平和憲法擁護」（護憲）を党の基本方針に位置づけた最初の大会でもあったのである¹⁴。

⁸ 『静岡新聞』1948年1月14日付。

⁹ 『静岡新聞』1948年10月19日付。このときの党中央執行委員会が決定した院外日常活動の目標は、①公務員法の合理的改正、②新賃金ベースの確立、③労働法規改悪反対、④賃金釘づけ反対、⑤米価格200円引上げ、⑥早場米奨励金および超過供出代金に対する課税反対、⑦生鮮食料品の統制撤廃、⑧中小商工業の積極的振興、⑨中小商工業を圧迫する不当課税反対、⑩中小商工業者の専門金融機関設置。そして、これらの闘争を集約し、次の目標にむすびつけるという。①日本民主主義革命の徹底、②勤労者の手による日本経済再建、③政界浄化、国会の解散、④対日講和会議の促進。

¹⁰ 日本社会党政策資料集成刊行委員会・日本社会党政策審議会編『日本社会党政策資料集成』（日本社会党中央本部機関紙局、1990年）34頁。

¹¹ 「再軍備反対決議」は、結論として「再軍備の問題は講和後か或は何等かの形で独立された後に於いて問題とすべきものである」と主張しており、再軍備問題について議論すること自体に反対していたわけではなかった（『日本社会党政策資料集成』48頁）。

¹² 静岡県連代議員団「日本社会党臨時全国大会概要報告」（「県連第8回定期大会」ファイル）。

¹³ 静岡県連では右派が分離し、1952年3月18日右社県連を結成した。

¹⁴ ただ、1952年1月28日日本社会党（左派）の第9回党大会では、安保条約廃棄、講和条約5・6・26条削除、その他領土条項・経済条項改正の方針を決定したが、護憲への言及はなかった。これを受けて1952年3月15日に開催された県連（左社）第8回定期大会の「県連一般報告」も、護憲に簡単に言及してはいたが、全面講和、再軍備反対、平和擁護の課題を前面に押し出す内容であった。その後、1952年7月20日県連（左社）第9回臨時大会は、基本政策として再び「平和憲法の擁護」を掲げたが、1953年7月12日県連（左社）第10回大会では再び消滅した。護憲が社会党の基本方針として定着するにはいましばらくの時間が必要であった。

3 改憲運動の活発化と護憲運動

渡辺治によれば、1953年から1964年まで「憲法改正の第一の波」の時期であったという¹⁵。そこで、改憲派のおもな動向を時系列的に整理すれば、以下の通りである¹⁶。

【1952年】

- ・02.08 反吉田の保守勢力が改進黨結成（安保改定、改憲を掲げる）。
- ・12.02 選挙制度調査会第三次答申「日本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱」。

【1953年】

- ・01.20 自治庁「日本国憲法改正国民投票法案」。
- ・02.** 渡辺経済研究所（渡辺鍊蔵）「憲法改正要点の私案」（講和後の憲法改正論の嚆矢）。
- ・03.14 自由党内の鳩山派、分党を決定。憲法改正、憲法調査会設置を方針化。
- ・08.08 平和憲法擁護の会「平和憲法擁護の会趣意書・宣言」。
- ・10.09 改進黨「自衛軍基本法要綱」。
- ・11.19 訪日中のニクソン副大統領、「戦争放棄の憲法を制定させたのは誤りであった」と演説し、改憲派の動きを活性化させる。

【1954年】

- ・03.12 自由党憲法調査会発会式（会長岸信介）。
- ・06.12 改進黨・自由・日本自由3党からなる保守新党交渉委員会、新党の政策大綱の基本として5項目を決定（自主的防衛体制の整備、憲法改正を含む占領政策にもとづく諸制度の再検討）。
- ・09.11 自由党、「新政策大綱」を発表（「自主独立の推進」として「自衛力の強化」「憲法改正の準備（国会に調査機関設置）」）。
- ・11.05 自由党憲法調査会（会長岸信介）「日本国憲法改正案要綱」¹⁷。
- ・11.24 日本民主党結成（保守合同の挫折、反吉田派の結集）。その「政策大綱」は「現行憲法及び占領下諸制度を改革」（国会に憲法審議会設置も）、「防衛体制を整備」（安保条約改訂も）を含む。
- ・12.10 鳩山内閣成立（12.14閣議決定「基本政策大綱」は憲法改正、自主防衛体制の整備を掲げる）

このような改憲派の動きに対応し、護憲派の活動も活発化した。1953年8月8日、片山哲（右派社会党）、有田八郎、風見章など150人ほどのメンバーが集まって「平和憲法擁護の会」をつくり、「他国を脅威することなくして、国力を発展せしめ自国の独立と国民の人権を衛るためには、専ら軍備によるかわりに、自国を衛る国内政治と、平和に徹する国際外交によるほかに道はない。…茲に、われらは起って、再軍備の企図を阻止し平和憲法を守らんとする。同憂の人々よ来れ。」と宣言した¹⁸。

さらに日本労働組合総評議会〔総評〕（1950年設立）が提唱し、左派社会党、右派社会党、そ

¹⁵ 渡辺治編著『憲法改正の争点—資料で読む改憲論の歴史』（旬報社、2002年）19頁。

¹⁶ 以下は、おもに渡辺治『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、1987年）236～276頁、渡辺治『政治改革と憲法改正—中曾根康弘から小沢一郎へ』（青木書店、1994年）215～281頁、渡辺治『憲法「改正」の争点—資料で読む改憲論の歴史』（旬報社、2002年）418頁以下、参照。

¹⁷ <https://library.iss.u-tokyo.ac.jp/cgi-bin/img/img.cgi?mode=view&rgtn=6507147400&no=001>（閲覧日2020年8月28日）

¹⁸ 渡辺『憲法「改正」の争点』478頁。

して保守にも呼びかけ、1954年1月15日憲法擁護の統一戦線として「憲法擁護国民連合」（議長片山哲）が結成された¹⁹。

静岡県では、1954年2月28日県連（左社）執行委員会が「憲法擁護県民連合」を結成する方針を決定した。そして、同年3月2日憲法擁護県民連合第1回準備会を開催し、①県民連合の構成は団体加入を原則とすること、②これとは別に個人加盟を原則とする「憲法擁護の会」を結成することを決定した。以上の方針に基づき、同年5月3日個人加盟組織として「憲法擁護の会」（会員120名）が、そして同年7月16日団体加盟組織として憲法擁護県民連合が、それぞれ結成された²⁰。

当初、改憲派の主張する改憲論は、第九条の改正に焦点が絞られていた。しかし、次第に「改憲が具体化する過程で、急速に全面『改正』論へと展開していった」²¹。他方、社会党も憲法9条中心に護憲論を展開していたが、それに終始したとあってよい。改憲派が憲法全面改正論（新憲法定論）へ移行してもそれに対応する方針をもっていなかったのである。

4 社会党統一、改憲運動の終息、そして安保改定問題

1955年2月27日総選挙は、事前から憲法改正が重要争点になることが予想されていたが、結局、改憲反対派（左派社会党、右派社会党、労農党、共産党）が衆議院議席の3分の1以上を獲得するという結果に終わった²²。

さらに、その後、護憲勢力の統一が実現した。1955年10月13日左右両派の社会党が統一社会党大会を開催し、統一綱領「日本社会党綱領」²³を採択したのである。「日本社会党綱領」は、社会党の任務を、①平和革命による社会主義社会の実現、②日本の独立の回復と確保、とする。そして、当面の日常闘争は、勤労大衆の生活向上、民主主義を要求する民主的闘争であり、この日常闘争に不断に取り組むことによって社会主義社会の実現に至る。それは、党の政策が選挙を通じて国民の圧倒的多数の支持を得ることによって、また院外の大衆闘争が発展し広汎な国民世論の支持を獲得することによって達成される、という。この統一綱領については、以下2点を指摘しておきたい。

第一に、統一綱領は、「独立の回復」という任務から派生して日米安保条約と行政協定の解消を実現すべき政治目標として掲げている²⁴。しかし、「憲法擁護」については言及がない。「社会主義の実現」という任務を掲げながら、社会主義革命との関連で日本国憲法をどう扱う

¹⁹ 佐藤功解説『憲法改正問題の推移—憲法改正運動と憲法擁護に関する資料』（憲法調査会事務局、1961年）38～40頁、渡辺『憲法改正の争点』486～488頁。

²⁰ 和田春樹によれば、清水市（現・静岡市清水区）では、1954年3月23日に憲法擁護国民連合清水支部結成大会が開催されたという（同『「平和国家」の誕生—一戦後日本の原点と変容』（岩波書店、2015年）183～184頁）。つまり、清水市では、県レベルでの憲法擁護県民連合、憲法擁護の会の結成に先行して護憲運動の組織化を実現していたのである。

²¹ 渡辺『日本国憲法「改正」史』270頁。

²² 和田『「平和国家」の誕生』201～206頁。

²³ 『日本社会党政策資料集成』79頁以下、勝間田清一・北山愛郎監修『日本社会党綱領文献集』（日本社会党中央本部機関紙局、1978年）55頁以下。

²⁴ 『日本社会党綱領文献集』61頁。

つもりなのか、何も説明がないのである²⁵。

第二に、統一綱領は、選挙を通じて国民大多数の支持を獲得するという民主主義的方式で平和的に社会主義革命を実現するという。しかし、そこでは必ずしも欧米的な議会制民主主義が共有されているわけではない。議会内で社会党が立法活動に取り組むだけでなく、議会外でも大衆闘争を発展させ、国民世論の支持を獲得するというのである。ただ、議会内闘争と議会外の大衆闘争との関係——たとえば議会多数派と大衆闘争が対立したときはどうするのか？——について明確な説明はなされていない²⁶。

1955年12月18日静岡県でも日本社会党静岡県支部連合会（以下、「県連」という）の統一大会（第13回大会）が開催された。そして、翌1956年2月27日県連は第2回執行委員会において「憲法擁護特別委員会」を設置することを決定し、護憲運動の態勢強化をはかった²⁷。

社会党統一後の最初の参議院選挙が1956年7月8日に行われた。その結果は、前年の総選挙に引き続き、改憲反対勢力が参議院の3分の1を超える議席を獲得するというものであった。そのため、少なくとも向こう3年間は国会で改憲を発議することが不可能になった。「党憲法調査会→政府憲法調査会→国会での改憲発議、という改憲への短期決戦」をもくろんでいた改憲派にとって、参院選の敗北は「最終的打撃」²⁸となり、これ以後、改憲運動は急速に衰退していった。

改憲運動の衰退は同時に護憲運動の沈滞をもたらした。1958年には、県連として「護憲連合の強化と地域組織の結成を決めたが、ほとんどできなかつた」と自己批判する状況であった²⁹。こうして県護憲は自然消滅状態となった。

ところが、1958年9月の藤山・ダレス会談以後、安保改定問題が具体的な政治日程にのぼるようになると、護憲運動も安保闘争との関連で新たな展開を見せることになる。それを静岡県の場合でいえば、1960年1月23日県連第18回定期大会は、「国会における批准阻止の闘いを最大の頂点として、一切の闘いをここ（安保改定阻止——引用者）に結合させる様な体制をつくりあげる」という方針を決定した。これにより、護憲運動は安保闘争を発展させるための手段の一つ（安保闘争のための護憲運動）に再定義され、護憲運動固有の意義を喪失した。もと

²⁵ ちなみに、統一前の「左社綱領」（1954年1月）は、資本主義から社会主義への過渡期である現段階では「平和と独立」を確保するため平和憲法を擁護するが、社会主義革命を実現する際には「社会主義の原則に従って憲法を改正」する——より具体的には基本的産業の国有化・公有化を確立し、行政司法の諸機関、教育、新聞、出版、放送などの諸機構を「社会主義の方向に適応」させる——と明言した（『日本社会党綱領文献集』30、33頁）。

²⁶ 『日本社会党綱領文献集』61～62頁。ちなみに、左社綱領は、国会などの機関はいかに民主化されていても、それは資本家階級の階級支配のためのもので、その民主主義は実質上はなはだしく制限されている。この制度を除去し、実質的に民主主義を拡充するのは勤労大衆の闘争であるという（『日本社会党綱領文献集』29頁）。このように左社綱領は、民主主義の実現という点で、明らかに国会の機能よりも大衆闘争の役割の方を重視している。なお、この点については、原彬久『戦後史のなかの日本社会党—その理想主義とは何であったのか』（中央公論新社、2000年）108頁以下、参照。

²⁷ 1957年1月13日「県連活動報告書」（「県連第14回定期大会」ファイル）。なお、憲法擁護特別委員会立ち上げ時の陣容は不明だが、1958年1月12日県連第15回定期大会では、委員長＝久保田豊（三島）、事務局長＝鈴木政之助（沼津）、委員＝曾根頼（磐東）、寺田信次郎（志太）、秋山要（三島）が選出された（『社会新報静岡版』1958年2月5日付「第15回県連大会特集」）。

²⁸ 渡辺『日本国憲法「改正」史』311～312頁。

²⁹ 1959年8月1日県連第17回定期大会に提出された「1958年度経過報告書」（「県連第17回定期大会」ファイル）による。第17回定期大会の議事録を見ても、護憲運動に関する代議員発言はなかつた。

もと護憲運動は、その時々政治課題（小選挙区制問題など）に結びつけて取り組まれる傾向にあったが³⁰、ここにきてその傾向がいよいよ顕著になったのである³¹。

5 戦後改革の掘崩しと人権意識の定着——1950年代のせめぎ合い

改憲運動が盛り上がりを見せた1950年代は、同時に戦後改革によってつくられた憲法的秩序が次第に保守政権によって掘り崩されるようになる時期でもあった。そのおもなものを以下に列挙しよう³²。

【1952年】

- ・08.15 地方自治法改正公布（特別区長公選制を廃止）。

【1954年】

- ・06.08 改正警察法公布（市町村自治体警察を廃止し、府県警察に一元化）。

【1956年】

- ・03.15 小選挙区制法案が国会に上程される（審議未了）。
- ・04.10 栄典法案上程（審議未了）。
- ・04.18 教科書法案（05.22 撤回）。
- ・04.23 内政省設置法案上程（1958.03.20 撤回）。この内政省設置法案は、自治庁、建設省、首都圏整備委員会等を統合する、事実上の旧内務省復活案であった。
- ・06.30 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」公布（教育委員公選制の廃止、府県・政令市の教育長は〈文部大臣承認＋県教育委員会任命〉）。

【1957年】

- ・10.18 第四次地方制度調査会答申（ブロック単位の間団体＝「地方」を設け、国の総合出先機関＝「地方府」を置く、地方府長官は官選制とする）。

このように保守党政権は、独立後一貫しておもに統治機構の領域で旧制度の復活を図り、その一部は挫折し、また一部は実現した。それは改憲派が目指す改憲内容を部分的に先取りするものであった³³。つまり、この時期、明文改憲に先行して法律による実質的な改憲（解釈改憲で

³⁰ 県連第14回定期大会の「県連活動報告書」は、1956年度の「護憲、小選挙区闘争」について次のように総括した。「三月以来、小選挙区制と憲法改正を中心課題とした闘争に於て、県連は、第二回執委会（2.27）で『護憲県民連合の強化と憲法擁護特別委員会の設置』を決定し、3月19日、小選挙区案上提に当り、声明を発表、第4回執行委員会（3.25）で具体的な活動要綱を決定し、3月31日、自民党県支部に『小選挙区制と憲法改正をめぐる討論会の開催』を申入れ、各支部に宣伝活動展開を指示し、各地区で家内外の遊説活動を展開した」。つまり、護憲運動は小選挙区制反対運動と一体化し、事実上後者に吸収されていたのである。

³¹ 本文中で指摘した安保中心主義的な大衆運動論は、60年安保闘争が本格化する以前から社会党内に存在した。その証左として、たとえば県連第14回定期大会（1957年1月）が「本年度は護憲、軍事基地反対、沖縄祖国復帰、日中国交回復の四つの国民運動を柱として原水爆禁止運動とあわせながら、一切の運動を、講和条約の改訂、安保、行政協定の廃止を目標とした『不平等条約改廃のための県民運動』に集約して闘う」という方針を決定したことを挙げる事ができる（1956年12月28日付日本社会党静岡県連機関紙『県連情報』no.9、「県連第14回定期大会」ファイル所収）。

³² 以下は、渡辺『日本国憲法「改正」史』275、309頁、参照。

³³ 渡辺『日本国憲法「改正」史』309頁。

はない) がすでに行われていたのである³⁴。

他方、とくに人権領域では、日本国憲法の理念が着実に日本社会に浸透しつつあったことも確かである。全国的には、とくに生存権をめぐる闘い＝朝日訴訟が重要である(1957年8月15日東京地裁に提訴、1960年10月19日朝日訴訟第一審判決で原告勝訴、1963年11月4日朝日訴訟第二審判決で原告敗訴)³⁵。

静岡県に限定しても、憲法理念が浸透しつつあることを示す出来事として以下のような事例を挙げるができる。

- ・1952.06.** 富士宮「村八分」事件³⁶。
- ・1954.06.09 近江絹糸富士宮工場でスト突入(近江絹糸争議の一環)³⁷。
- ・1959.10.08 県議会、社会党議員団提出「静岡県事業場公害防止条例案」を継続審議とする(1960.06.30 県議会企画総務委員会で否決)³⁸。
- ・1960.03.** 片山研一議員(静岡市議・無所属、創価学会)、昭和35年度静岡市当初予算に靖国神社参拝費が計上されていることについて、憲法第20条第3項との関連で市当局を追求³⁹。

このように、当時、憲法的価値の実現をめぐるせめぎ合いは9条問題に限らず、統治機構から人権まで幅広い領域で顕在化するようになった。それが1950年代の新しい特徴であった。

³⁴ 2000年以降、同じような現象(法律による改憲)が再び見られるようになる。とくに従来の政府解釈を変更し、集団的自衛権行使を一時的に容認した閣議決定(2014年7月)にもとづき、2015年9月に制定された安保法制——「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(法律第76号)、「国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」(法律第77号)など——はその代表的なものである。

³⁵ 朝日訴訟中央対策委員会編『人間裁判10年』(労働旬報社、1967年)参照。

<http://www.junposha.com/news/n21397.html> (閲覧日2020年8月28日)

³⁶ 石川阜月『村八分の記—少女と真実』(理論社、1953年)。本稿では、武田清子編『人権の思想(戦後日本思想大系2)』(筑摩書房、1970年)所収のものを参照した。

³⁷ 近江絹糸紡績株式会社大阪工場で1954年5月25日結成された近江絹糸紡績労働組合(いわゆる第二組合)は、同年6月2日「総蹶起大会」を開催し、①第二組合の承認、②御用組合の即時解散、④拘束8時間労働の確立、⑤タイムレコーダーの即時復活と残業手当の支給、賃金体系の確立、⑥合理的な退職金、旅費、宿直費規定の設定、⑦有給休暇、生理休暇の完全実施、⑩仏教の強制絶対反対、⑪夜間通学等教育の自由、⑫結婚の自由、⑮信書開封、私物検査の即時停止、⑯密告者褒賞制度、尾行等一切のスパイ活動強要をやめよ、⑰外出の自由など22項目の要求を確認し、大会宣言を発表した。その宣言冒頭の書き出しは次のようなものであった。「我国の憲法は主権在民の上にたち、人格の尊厳と個人の権利と義務の平等を規定し、我々労働者が一致団結、団体行動を行う権利をうたっている」。

翌3日第二組合は会社側に要求書を提出し、団体交渉を申し入れた。しかし、4日会社側がこれを拒否したことから、組合員は直ちに無期限ストライキに突入した。その後、全国各地の工場第二組合支部が結成され(6.04岸和田、6.07彦根、6.09富士宮、6.10大垣、6.12津、6.26名古屋、6.28長浜、東京)、ストライキに突入した。富士宮工場では、7月13日、会社側が原綿の搬出入を強行しようとした。このときピケを張る労働者を警官たちが暴力的に排除し、30数名が負傷し、3名が逮捕された。これを見て怒った1000人近くの市民が、午後7時頃、工場の庭に入り事務所のガラスをメチャメチャに毀した。そして警察署に行き、1500人からのが警官との間で午前2時頃まで乱闘騒ぎを続けた。なお、9月16日労使双方が中央労働委員会の斡旋案を受諾し、労働組合側の要求が全面的に認められ、近江絹糸争議は最終的に解決した。法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑・28集(1956年版)』(労働旬報社、1955年、復刻版1971年)406~429頁。

³⁸ 静岡県議会編『静岡県議会百年史』(静岡県議会、1979年)615、618、624、628頁。なお、静岡県公害防止条例は1961年9月定例会で議決され、同年10月4日公布された(『静岡県議会百年史』652~653頁)。全国的には、東京都工場公害防止条例(1949年)、東京都ばい煙防止条例(1955年)が先駆けであった。

³⁹ 静岡市議会編『静岡市議会史』(静岡市議会、1973年)915~916頁。

6 護憲運動と構造改革論

6-1 構造改革論と「憲法完全実施」

60年安保闘争の終焉とともに、社会党は自らの綱領路線を見直す時期を迎えた。それは1960年10月11日社会党中央執行委員会における構造改革論の採用から始まった。しかし、浅沼稻次郎委員長刺殺事件（10月12日）という悲劇に見舞われたため、その翌日に開催された臨時党大会はほとんど議論らしい議論もないまま満場一致でそれを可決した。それでは構造改革論とは何か。以下、護憲運動との関連を中心に、その内容を整理する⁴⁰。

構造改革論によれば、社会主義の実現をめざす社会党の日常活動というのは、①国民の日常的な要求や利益を守って闘い、具体的な社会的改革を実現することであり、かつ②日常活動を社会主義への道程と位置づけ、国民大衆を結集して権力の獲得へ接近することである。

この日常活動には二つの内容が含まれる。一つは国の政策を独占の利益本位から国民本位に転換することであり、もう一つは資本主義の構造（生産関係）に介入して部分的改革を実現することである。このような生産関係（構造）の部分的変革を通して搾取の根幹を掘り崩すということから、「構造（的）改革」という名称が生まれた。

このような基本的立場に立って、構造改革論は、①「生活の向上」（貧困と失業の解消、二重構造の打破）、②「反独占」（独占の権力とその活動の規制）、③「貿易構造の変革」（中立）という3つを経済改革の目標に設定する。これが構造改革の縦軸とされる。これに対する横軸は、主権回復、軍事同盟打破など平和・独立・民主主義などの要求と闘いである。社会主義は、このような闘いを基盤に、保守政党から社会党への権力移動（権力獲得）によって実現される。つまり、構造改革論の描く革命戦略は、「日常活動→構造改革→社会主義革命」というものであった。

このような構造改革論が登場するには、その背景に二つの認識があった。第一は、最近の諸闘争（平和闘争、小選挙区制粉碎の闘い、警職法改悪反対の闘い、新安保反対の闘い、三池闘争など）に対する評価と反省である。これらの闘争の経験から、「憲法に保障された政治的民主主義をより完全に実施させ、その幅を広げていく闘い」を強めれば、より大きな「政策転換と国民大衆の前進」を勝ち取ることができるという確信が得られた。こうして憲法完全実施は構造改革論の重要な要素に組み込まれた。

第二は、池田内閣の「所得倍増計画」が独占企業のための「構造政策」であるとすれば、それに対決する社会党の側にも国民大衆のための構造改革プランが必要であるという認識である。そのためには、従来の「独占の出す政策に『反対』をさげぶ従来のような闘争方式」ではなく、「積極的な提案をもって先制攻撃をかける闘争方式」への転換が必要である。

そして、このような構造改革論を実現可能にする条件の第一は日本国憲法であり、憲法を——現在の機構を改革し政策を転換させるための——「武器」として活用しなければならないということが強調された。

⁴⁰ 以下は、おもに『社会新報』1961年1月1日付「構造改革のたたかい」（資料日本社会党50年刊行委員会・日本社会党中央本部機関紙広報委員会編『資料日本社会党50年』両委員会、1995年、264～269頁）、による。

以上が、憲法に関連する限りでの構造改革論の概要である。それは「憲法完全実施」によって構造改革を実現し、それによって将来の社会主義革命（社会党による権力掌握）を展望するというものであった⁴¹。そして、護憲運動については、従来の 9 条擁護中心の活動——活動の性格は受動的(reactive)・外在的(external)批判——から、「憲法完全実施」をめざす日常活動——活動の性格は積極的(proactive)・体系的(suggesting alternative)批判——への転換を主張した。

また、当時、社会党は、①県民運動（国民運動）、②労働運動、③農漁民運動、④中小企業活動、⑤青年婦人部対策、⑥文化活動、⑦地方議会活動の 7 つをその活動の柱にしていた。従来の護憲運動は、このうち①県民運動（国民運動）の一つに位置づけられていた⁴²。しかし、「憲法完全実施」は、理論的には、①から⑦まですべての項目に関連する可能性を有している（たとえば憲法の保障する地方自治を「完全実施」するのは、⑦地方議会活動に該当する）。

このように「憲法完全実施」と護憲運動との間には概念的に大きな隔たりがあった。それだけに、この新方針の理解・実践には大きな困難が伴ったであろうことは容易に想像できる。

6-2 静岡県における実践状況

1961 年 2 月 25 日県連第 19 回定期大会は、静岡県において構造改革論を具体化し実践する大会となった。大会に提出された「1961 年度運動方針案」⁴³は、今後の「闘いの目標」の一つに「憲法の完全実施」を掲げ、その趣旨を次のように説明した。

「護憲運動については、今までのような第九条を中心とした憲法を守る運動から、積極的に平和、民主、中立、生活向上のために民主的権利を要求する憲法完全実施の闘いに発展させ、憲法を真に国民のものとする憲法普及運動を実施する」

このように「憲法完全実施」の方針は、護憲運動を単なる 9 条擁護にとどめず、より積極的に憲法が国民に保障する民主的諸権利を現実化（定着・拡大）する運動へ発展させるものであることが強調された⁴⁴。前述のように、1950 年代以降の平和、民主的統治機構、人権などさまざまな領域でのせめぎ合いを見れば、このような認識が登場するのもある意味で必然であった

⁴¹ 構造改革論の推進者である書記長江田三郎自身も、論文「今年のわれわれの課題」（『月刊社会党』43 号、1961 年 1 月、4～11 頁）、「社会主義の新しいビジョン」（『エコノミスト』40 巻 41 号、1962 年 10 月 9 日、32～40 頁）などを発表し、党内論議を喚起した。このいわゆる江田ビジョンは、旧来の左翼の議論を「革新政党が“正しい綱領”を国民に宣伝してゆけば革命ができるという逆立ちした考え方」、「天下りの革命論」であると批判し、「国民大衆が自分たちの切実な要求をみたすための大衆的なたたかいをつうじて…社会主義への道をきりひらいてゆく」と主張する。

ただ、江田ビジョンは、日本国憲法を「人類がこれまで到達した主な成果」として称揚しているが、そこにある憲法はもっぱら憲法 9 条を意味していた。つまり、こと憲法に関して、江田ビジョンは旧来の「護憲」の域を出ておらず、「憲法完全実施」という問題意識を認めることはむずかしい。同じ構造改革論といいながら、社会新報「構造改革のたたかい」の立場とは明らかに異なっている。このような相違は、構造改革論者のなかに憲法問題の位置づけについて十分な共通理解が成立していなかったことを示唆しているのかもしれない。

⁴² 『社会新報県連版』1961 年 2 月 12 日付（「県連第 19 回定期大会」ファイル）。

⁴³ 『社会新報静岡版』1961 年 2 月 12 日付（「県連第 19 回定期大会」ファイル）。

⁴⁴ ただ、そのような意図が全党的に十分共有されていたのかという点については疑問が残る。たとえば、1961 年 4 月 10 日「長期政治経済計画」は、「日本国憲法の完全実施」を謳っているが、それは「平和憲法の完全実施」、つまり日米安保体制の解消と自衛隊の改組という旧来の趣旨で使用されていた（『日本社会党政策資料集成』190 頁）。

といえる。しかし、残念ながら、静岡県では、新方針を理論的・実践的に深めるということはほとんどできなかった⁴⁵。実際、県連が「憲法完全実施」のために具体的に取り組もうとした課題は、「1961年度運動方針」によれば、①選挙法改正（公営制度の拡大、連座制と罰則の強化）、②労働基本権の確立（労働基準法の完全実施、スト権奪還など）、③憲法調査会に対する批判活動、という程度にとどまっていた。

6-3 構造改革論の敗北

地方組織による理論的認識と政治的实践が深まらないうちに、構造改革論は社会党中央の激しい党内対立に巻き込まれていった。第21回党大会（1962年1月）の役職人事では、構造改革派の江田三郎が反構造改革派の佐々木更三に大差をつけて書記長に選出された。しかし、党の路線・政策としての構造改革論は反構造改革派＝左派連合（佐々木派、平和同志会、農民同志会）に敗れ、党の「戦略」から「戦術」に格下げされてしまった。これは構造改革論が事実上棚上げされたことを意味した。

さらに第22回党大会（1962年11月）では、江田三郎が大会直前に発表した論文「社会主義の新しいビジョン」（いわゆる江田ビジョン）⁴⁶に反対する決議が採択され、江田自身も書記長辞任に追い込まれた。構造改革論はまたしても敗北を喫したのである⁴⁷。ただ、後述するように、「憲法の完全実施」という方針自体はその後消滅せず、その後も生き続ける。

7 憲法擁護静岡県民連合の再結成

これまで見てきたように、構造改革論にもとづく「憲法完全実施」という方針は理論的・実践的に深められることなく⁴⁸、護憲運動自体も次第に停滞していった。このような状況に変化が見られたのは1964年に入ってからである。この年、憲法改正に関する危機意識が急速に高まった。すなわち、政府憲法調査会による最終報告書の提出が迫ってきただけでなく（実際に政府と国会へ提出したのは7月3日）、同年7月開催予定の自民党大会では改憲派の佐藤栄作が新総裁に選出されると予想されていた。それだけに、護憲派は、「調査会の答申を契機に改憲勢

⁴⁵ 構造改革論に関連する議論としては、県連大会でわずかに以下のようなやりとりがあった程度である。すなわち、藤田克己代議員（静岡）の「安保闘争を発展的に『県民連合』へと反独占統一戦線として発展させる」という方針と、共産党を含めない『護憲・民主・中立』の政府の関連をどう理解するのか」という質問に対し、勝間田清一顧問は以下のように答えた。「重要な問題であるので明らかにしたい。安保・三池闘争の経験の中から、①反帝・反独占闘争路線（と）—その組織的基盤としての、社共両党を中心とした反帝統一戦線という共産党理論が破産した。②反独占闘争を通じ、日本独占とアメ帝とのキズナを断ち切り、日本国民への支配を排除する闘い—その組織的基盤としての反独占国民連合（反独占闘争を通じての国民の結集、反独占エネルギーの結集）というわが党の路線の斗〔正〕しさが実証された。③この反独占国民連合組織の上に立つ社会党政権、その政治目標が『護憲・民主・中立』であるということ。言い換えれば、反独占国民連合に支持され支えられる護憲・民主・中立を実施し実現する社会党政権というように理解すべきである。」

⁴⁶ 江田「社会主義の新しいビジョン」。

⁴⁷ 以上については、原『戦後史のなかの日本社会党』182～195頁、参照。

⁴⁸ 全国組織の憲法擁護国民連合は、1962年11月30日から12月1日にかけて「憲法完全実施要求全国活動家会議」を開催した（法政大学大原社会問題研究所『社会・労働運動大年表』データベース、【ID】4-013-9020137）。しかし、残念ながら、その成果が静岡県の活動にどの程度活かされたのかは不明である。

力の公然たる動きが活発化する」、「改憲への自民党の取組みは飛躍的に積極化する」と危惧したのである⁴⁹。

こうした危機感に押され、1964年4月24日県本部第25回定期大会は、自然消滅状態にある憲法擁護静岡県民連合を早急に再建するという方針を決定した。そして、その大会決定に基づき、県本部は、6月7日憲法擁護静岡県民連合結成大会（静岡市公会堂4階ホール）を開催した。そして、松永忠二（国会議員）、鈴木安蔵（静大教授）、池谷信一（弁護士）、杉山秀夫（ ）、青木勉治（県評議長）、秋沢弘子（県連組織担当）を1964年度代表委員に選出した。

憲法擁護静岡県民連合（以下、「県護憲」という）は、従来の社会党、県評、社青同、婦人会議などにとどまらず、現行憲法擁護の立場に立つあらゆる団体、個人に呼びかけて結成された。そして、地区（市郡）ごとに地区護憲の結成も急がれ、同年6月20日現在、伊東、熱海、沼津、富士、清水、静岡、小笠、袋井、浜松⁵⁰、磐田、藤枝の11地区で結成され、賀茂、田方、三島、北駿、焼津、島田、榛原、浜名、天龍の9地区で結成準備が進められていた。

8 「憲法会議」の結成と護憲連合

県護憲再建の翌年、1965年に一つの悶着が起きた。発端は、同年1月30日末川博（立命館大学総長）、鈴木安蔵、田畑忍（同志社大教授）、平野義太郎（日本平和委員会会長）、大西良慶（清水寺貫主）、羽仁説子（評論家）など各界著名人33氏がよびかけ、これに賛同した59団体、個人102人が参加して、同年3月6日「憲法改悪阻止各界連絡会議」（略称憲法会議）が結成されたことであつた。憲法会議は、憲法の平和的民主的条項の完全実施と憲法改悪反対を掲

⁴⁹ 渡辺治によれば、1964年7月の政府憲法調査会報告書の提出をもって、＜憲法改正の第一の波＞は終焉を迎えた（渡辺『憲法「改正」の争点』19頁）。

⁵⁰ 浜松市では、1964年6月15日遠州教会（浜松市中区紺屋町）において「浜松市憲法擁護国民会議」（仮称）の発足式が開かれた。そして、同年7月23日、名称を「憲法擁護浜松地区連合」（通称・浜松市憲法を守る会）に改め、遠州教会で発足総会を開催した。また、この日機関紙「護憲浜松」第1号が発行された。同会は、同年9月11日憲法学者の鈴木安蔵（静岡大学教授）を講師に迎え、憲法擁護講演会を開催し、11月4日には自衛隊の市内パレード中止を訴える抗議デモを行った（参加者13名）。そして、翌5日のパレード当日には、会員の松本美実牧師が自衛隊パレードの最後尾について、「戦争準備絶対反対」のプラカードを掲げて1人デモを敢行した。これが後に浜松市平和憲法を守る会平和行進の第1回目とされた。以後、平和行進はほぼ毎月1回行われ、2017年2月12日には600回（！）を数えた。そして、それは「1人で始まった行進だから1人になるまで続ける」を合い言葉に現在も続けている（浜松市憲法を守る会編『浜松市憲法を守る会の歩み・since1964・平和行進600回記念』2017年1月）。この驚嘆に値する粘り強い運動を中心になって支えてきたのは、憲法9条のメッセージ（非武装平和主義）を自らの信条とする無教会派クリスチャンの人々（溝口正氏など）であつた。

なお、このような市民の平和運動について、田中伸尚は、それまで基地周辺住民などが直接の当事者となる訴訟が多かったが、長沼ナイキ基地違憲判決（1973年）を転換点として、1970年代半ばからは「市民が積極的に新しい角度とスタイルで九条を獲得していく試みが始まった」として、良心的軍事費拒否訴訟（愛知、東京など）、「赤とんぼの会」意見広告・反戦行進（大分）、湾岸戦争戦費支出差止めを求める「市民平和訴訟」（全国各地）、掃海艇派遣に際し入港許可を与えた福岡県知事を相手とする住民訴訟・築城基地ゲート前座り込み、非暴力平和隊・日本などの活動を紹介している（同『憲法九条の戦後史』岩波書店、2005年、118～159頁）。田中の指摘をふまえれば、浜松市平和憲法を守る会の平和行進は、このような市民運動の変化を先取りするものであったといえるだろう。そこに通底するのは、非武装平和主義の理念を自らの人生の信条とする人びとの確信と覚悟であつた。

げ、代表委員に野坂参三（共産党議長）、鈴木安蔵ら 12 人を選出し、幹事長には阿部行蔵が就任した⁵¹。

その後、静岡県では、全国憲法会議代表委員の鈴木安蔵はじめ 13 名が「静岡県民へのよびかけ」を各方面に発し、5 月 29 日の「憲法改悪阻止静岡県各界連絡会議（略称静岡憲法会議）」成立総会（静岡市中央公民館）への参加を呼びかけた。前述のように、鈴木安蔵は県護憲の代表委員でもあったが、県護憲には何の事前連絡もなく、「よびかけ」だけが唐突に行われた⁵²。それによれば、

「革新政党、各種の大衆団体は今日までそれぞれの立場から改憲阻止の運動をすすめてきておりますが、統一して行動するところまでっていないのが現状です。私たちはこれまでのそれぞれの立場から行われてきた運動の成果をふまえて今こそ全憲法改悪阻止勢力が統一して一大国民運動を展開すべきであると考えます。憲法を守る運動は決して一党一派に偏したものではありません。政党、思想、信条、政派、意見のちがいをこえて国民各層の統一した運動として展開されていくものでなければなりません。」

そのうえで、静岡憲法会議の組織方針として、「既存の改憲反対組織との関係」について次のような態度を表明した。

「この連絡会議は既存の改憲反対組織を吸収してしまおうとするものではありません。それらの組織の独自性を尊重し、したがってその独自活動の発展強化を歓迎しつつ、相互に協力、共同行動、統一行動をすすめます。それと同時に現在、他の改憲反対組織に参加している団体や個人、あるいは改憲反対組織そのものがそのままの形でこの連絡会議の趣旨や目的に賛同して参加して下さることを心からのぞみます。」

当時、社会党系は憲法擁護国民連合、民社党系は新護憲⁵³、憲法研究会、そして公明党（創価学会）は公明党でそれぞれ独自に護憲運動を進めていた。にもかかわらず、これら既存の護憲組織に対し、後発組織である憲法会議が自らを「国民統一運動」と称し、一方的に参加を呼びかけてきたのである。

これに対し、県本部は、5 月 27 日各支部長宛に要請文を送り、憲法会議からの呼びかけに「応じない」よう要請した。また、翌 28 日には県護憲も事務局長名で加盟団体・各地区護憲連合・憲法を守る会宛に文書を送付し、県護憲としての見解を要旨次のように表明した。十分意を尽くした文章になっているように思う。

護憲連合は、他の護憲組織との共闘について、すでに次のような方針を確認している。①現在、自民党政府が具体的に憲法改定を提起しているわけではない、②憲法は高度な政治的課題で、憲法に対する評価や政治方向の異なる組織が無理をして形式的な共闘を組むことはかえって行動力を低下させる、③いざというときに条文改正阻止という一点で共闘を組織するためにも、現在の段階では、それぞれの護憲組織が独自行動を展開し、大衆への影響力を高めることが必要である。

⁵¹ 川村俊夫編『ドキュメント憲法の戦後史』（大月書店、1982 年）202～204 頁、憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）ホームページ <http://www.kenpoukaigi.gr.jp/jikosyoukai/jikosyoukai.html>（閲覧日 2020 年 8 月 31 日）。

⁵² 鈴木安蔵は、1965 年 5 月 16 日に開催された県護憲第 2 回総会において代表委員の肩書きで記念講演を行っていた。それだけに、それから旬日を経て、鈴木の名で行われた静岡憲法会議成立総会の呼びかけは県護憲にとってきわめて唐突なものであったことは容易に想像できる。

⁵³ 新護憲運動は、1960 年、民社党・全日本労働組合会議（全労）によって結成された（法政大学大原社会問題研究所「社会・労働運動大年表データベース」【ID】4-013-9019299）。

憲法会議とは「共産党の護憲組織」である。たとえば去る1月14日の共産党中央委員会幹部会は、「今すべての民主勢力は安保共闘組織の再開をめざし創意ある活動をたゞちに展開しなければなりません」（前掲1965年2月号）と訴えたが、その訴えの要点は安保共闘再開のための創意ある活動であり、その取り組みの一つとして開始されたのが「憲法会議」の結成である。この方針に基づき、すでに各県でこの組織が結成され、今後、「未参加団体と個人の参加を積極的に組織し安保共闘に憲法会議として参加していく」ことが決定されている（アカハタ1965年4月13日号）。

しかし、呼びかけ人には、憲法改悪を阻止しなければならないという学者、文化人、宗教者の熱意や善意を利用して呼びかけ人にしているケースが多い⁵⁴。

護憲連合としては、その動機如何に関係なく、共産党が改憲阻止に取り組むことは「護憲勢力の増大」であるという理由で肯定的に評価する。まして、従来共産党が「改憲阻止は安保共闘の中で闘う方針であり、現憲法擁護については否定的、消極的な態度しか示してこなかったことを考えれば、護憲勢力として一歩前進である。

しかし、現状の護憲組織（運動）が各政党の指導下でそれぞれの立場からすすめられている以上、この組織も共産党の指導する護憲組織であることをむしろ明瞭にして組織化し、その立場で将来への方向（護憲運動の統一）を呼びかけるべきである。少なくとも今回のような手段・方法によるべきではない。それらはいたずらに現状の護憲組織（運動）の混乱と分裂を促進するだけである。」⁵⁵

9 「日本における社会主義への道」の策定

第21回党大会（1962年1月）は、社会主義理論委員会（委員長鈴木茂三郎、事務局長勝間田清一）の設置を決定した。同委員会は、いわゆる平和革命路線について討議し、報告書を取りまとめた。その第1部「日本の現状」が第23回党大会（1964年2月）で、第2部「社会主義運動の実践理論」が第24回党大会（1964年12月）でそれぞれ承認され、その後の全党的討議を経て補正されたものが第27回党大会（1966年1月）で最終的に採択された。これが「日本における社会主義への道」（以下、「道」という）⁵⁶である。「道」は、1986年「日本社会党の新宣言」⁵⁷が採択されるまで、社会党の綱領補完文書とされた。そこで、「道」の特徴について、第2部を中心に簡単に指摘しておきたい。

⁵⁴ 後に憲法会議と同じような手法で結成されたのが「九条の会」である。「九条の会」は、2004年6月、井上ひさし、梅原猛、大江健三郎、奥平康弘、小田実、加藤周一、沢地久枝、鶴見俊輔、三木睦子の9人を呼びかけ人として設立され、事務局の一角を憲法会議代表幹事が担った。「九条の会」については、飯田洋子『九条の会—新しいネットワークの形成と蘇生する社会運動』（花伝社、2018年）参照。

⁵⁵ 以上、とくに注記したものを除き、「1965年度執行委員会」ファイルによる。なお、県護憲は「憲法会議は共産党の指導する護憲組織」と指摘しているが、この点について、憲法会議の結成と同時に事務局専従となった川村俊夫は、前掲『ドキュメント憲法の戦後史』において、次のように述べている。

「憲法調査会の答申は、保守勢力による一貫した憲法『改正』への動きのあたらしい画期をつくりだそうとするものだった。これにたいし、既存の改憲反対組織は、護憲連合—社会党、新護憲—民社党と特定政党のワクにしばられ、有効な改憲反対の共同行動を展開できる状況になかった。こうした状況を克服するため、坂田昌一、末川博、鈴木安蔵、羽仁説子、丸岡秀子ら各界33氏は、1965年1月、思想・信条の違いをこえたあたらしい改憲反対組織結成の『よびかけ』を発した」（202頁）。

⁵⁶ 『日本社会党綱領文献集』67頁以下。

⁵⁷ 『日本社会党政策資料集成』855～861頁。

第1に、「道」は、社会党がめざす社会主義革命の基本原則を、①搾取制度の廃絶、②生産手段の公有化と計画経済、③基本的人権の保障、④完全軍縮・戦争の絶滅、⑤人間疎外の最終的解消の5つとした。そして、それにもとづく目標の一つに「日本国憲法と国連憲章の精神」に従い「絶対平和と平和共存の外交政策」を掲げた。しかし、「道」は、社会主義革命で日本国憲法を改正するのか否かについては明言していない。ただ、社会主義政権確立以前の過渡期段階で樹立される連合政府においては、「護憲、民主、中立」を基本的施策とするとした。

第2に、「道」は、日本における社会主義への道は平和革命の道であり、そこでは議会制民主主義が重視されるという。そこで構想されているのは、勤労諸階層が結集する反独占国民戦線を基盤に、社会主義が議会内外で多数派を獲得し、議会を通じて国家の全権力を掌握するというプロセスであった。しかし、その議会は資本家階級の支配機構であることから、議会制民主主義という「形式にとらわれて、すべてがそのまま、価値あるものとして考えてはならない」とされた。つまり、「道」は、議会制民主主義を全面的に肯定していたわけではなかった。

第4に、「道」が議会制民主主義よりも重視したのは、経済的・政治的・文化的諸要求の実現をめざす日常闘争のなかで勤労諸階層を組織化すること、つまり大衆闘争であった。曰く、「大衆闘争による民主的権利の拡大こそが日本における平和革命の可能性の重要な基礎的条件である」。それでは、たとえば社会主義勢力が議会内少数派のまま大衆闘争では多数派となった場合、両者の矛盾・対立はどのように解決されるのか。議会制民主主義を形式的なものとし、大衆運動による民主主義の実質化を重視するのか。この点についての明確な説明はない。

第5に、「道」は、大衆闘争では勤労諸階層の諸要求を実現することが第一義であり、それを政治目的実現の手段としたり機械的な政治闘争主義をとることは「誤り」である、という。しかし、同時に、大衆闘争の「低い要求を高い要求へ、局部的闘争を全国的闘争に、経済闘争を政治闘争」へと発展させるため、社会党が指導・啓蒙する立場にあることも強調する。このような社会党＝指導者論は社会党を大衆運動の上位に置くもので、民主主義理念とは相容れない。

第6に、路線闘争で敗北したにもかかわらず、「道」のなかには構造改革論の影響が認められる。「憲法の完全実施」、「われわれは、憲法九条を守る闘いだけでなく、勤労大衆の生活と権利の闘いを憲法擁護の闘いに直結させ、広汎な国民運動にまで発展させねばならない」などの表現がそれである⁵⁸。

ただ、党中央での「道」の採択後、静岡県レベルの護憲運動に何か変化があったかといえ、そのような形跡は認められない。「道」そのものは護憲運動に直接的影響を与えるものではなかったようである。

10 「政党支持の自由」問題

⁵⁸ ちなみに、「道」の第1部は、それまでの「護憲・民主主義運動」を総括し、第3期（鳩山・岸内閣から池田内閣に至る期間）の護憲運動の特徴を次のように整理した。「この時期の護憲運動の特徴は改憲阻止に憲法完全実施のスローガンが新たにかかげられたことであり、朝日判決、最賃制等の闘争をも護憲闘争としてとらえ、これまでややもすれば観念的だった護憲運動の在り方に対する反省や、理論と運動の再構成が組織内部で提起されるようになったことである」（『日本社会党綱領文献集』183頁）。かつて構造改革論で提起された護憲運動の見直し（単なる9条擁護から憲法の完全実施への転換）が、ここでは肯定的に記述されている。

社会党と憲法との関係を考えるうえで、叙上とは別の角度からの考察を加えることは有意義かもしれない。ここで取り上げたいのは、いわゆる労働組合内部における「政党支持の自由」あるいは「社会党一党支持」の問題である。

周知のように、社会党は長年「総評」（日本労働組合総評議会）傘下の労働組合に組織的に依存してきた。そして、労働組合は、機関決定によって組合員に社会党支持（投票や動員）を強制してきた。しかし、これに対して、「組合員個人には、憲法上、政党支持の自由が保障されている」という当然の批判が強まった。

前述のように、1960年以降、社会党は「憲法完全実施」を方針として掲げるようになったが、その社会党が政党支持自由の原則を受け入れるのか（それは必然的に労組依存体質からの脱却を意味する）、それとも組織的利害を優先して社会党一党支持を維持するのかは、憲法理念の実践という面でも社会党の組織問題という面でもきわめて重要な課題であった。

この点に関する最初期の資料として、1967年7月28日から開催された社会党静岡県本部参議院選挙闘争総括ブロック会議の資料がある。その内容を要約した「社会党静岡県本部ブロック討論集会の記録」⁵⁹によれば、労働組合の政党支持問題について以下のような発言があった。

- ▶政党支持の自由は憲法に保障されたものだ。いまのような社会党なり労組なら社会党一本支持ができないのもやむをえない。しかし、社会党一本支持で闘ってきた成果を見失ってはいけない。
- ▶一党支持だから、労組に依存するといわれる。社会党が労組に依存しなくてどこに依存できるか。労組とは頼ったり、頼られたりという関係だ。
- ▶社会党一本支持は、そもそも社会党の側から出たものであった。憲法に保障された政党支持自由は無視できない。他党と競争していく以外にない。こんどは組合の方から一党支持を出すことである。（杉沢）
- ▶政党支持が自由になれば、社会党が動員もカンパもやることになる。職場では、最初どちらにも入らない人が多い。しかし、社会党の後援会は他に比べて多いただろう。共産党は党首を連れてきて職場の中でもバリバリやるだろう。社会党がいまのようなことなら社会党の動員もにぶるであろう。しかし、後援会の人たちとやっていくことである。
- ▶いま必要なことは、政党支持自由になったら、おれたちはこうしようというものをお互いに気づくことだ（中村）。
- ▶幹部そうさ、だけなのがいけないのだ（浜松）。
- ▶「労組がやってくれらあ」という安易な気持ちをなくすことである（田方）。

個々の党員が表明した意見を見る限り、労働組合における政党支持の自由が憲法上の人権（思想信条の自由）にかかわる問題であるという認識は一定程度共有されていた。しかし、そこを出発点としてさらに社会党の組織と活動のあり方を抜本的に見直すという方向へ議論が進展することはなかった。

むしろ、県本部は、労働組合の社会党一本支持を改めて肯定する方向へ進んだ。翌1968年9月9日県本部第31回臨時大会に提出された県本部労働・組織局「職場に闘う党を建設しよう」⁶⁰は、「政党支持の自由」問題について、以下のような見解を表明した。すなわち、

「最近、労組内で政党支持の自由の傾向が出ているが、これは野党の多党化、共産党の工作、政党中立を掲げた経済主義、民社との並列支持の右派勢力の台頭などが背景となっている。個々の組合員の自由を否

⁵⁹ 「県本部第31回臨時大会」ファイル。

⁶⁰ 「県本部第31回臨時大会」ファイル。

定するのではなく、組合民主主義の上で、組合機関がその組合の要求を実現し、階級開放〔解放〕の政治目標を達成するため、党と組織的永続的な支持協力関係を保つことは自由である。」

要するに、労働・組織局は、組合員個々人の自由（政党支持の自由、思想信条の自由）と組合機関の自由（労組が政党と支持協力関係を保つ自由）を並列させ、組合民主主義を媒介項に——つまり組合員多数の支持を背景に——労働組合の機関決定によって組合員個人の自由を制約することができるとし、労組による社会党一党支持を肯定したのである。ただ、「末端での党活動を欠いたまま・・・上から拘束する支持決定」を行えば、「下部の反発と空洞化を招く」ので、「分会、支部、地区、地本といった下からの支持者獲得」に努力する、という方針も示した。社会党一党支持が内包する実践的矛盾は、いちおう認識されてはいたのである。

このような——民主主義（多数者支配）という論理によって少数者の人権を制限できるという——認識は、保守革新を問わず、当時社会的に広く受容されていた。たとえば、1970年7月、ヘドロ公害に苦しむ駿河湾漁民に向けて発した大昭和製紙社長斉藤了英氏の次の発言はその一例である。「製紙の従業員は、漁師なんてもんじゃないね。何十倍も多いですよ。そんな一部の言い分を通して、圧倒的に多い製紙関係者の生活をおびやかすことなんかできやしませんよ」⁶¹。この点で、社会党も「時代の制約」から自由ではなかった。

なお、議事録が残されていないので確実なことは言えないが、第30回定期大会は労働・組織局の原案をそのまま承認したと思われる⁶²。

⁶¹ 甲田壽彦『田子の浦・ヘドロは消えず』（朝日新聞社、1979年）90頁。

⁶² 政党支持自由の問題は、その後も県本部内でくりかえし議論された。しかし、それはもっぱら日本共産党の党勢拡大との関連で社会党一党支持を肯定するという文脈で語られた。たとえば、1974年3月30日県本部第44回定期大会における「一般党務報告」は、「日本共産党のあやまった『政党支持自由』『特定政党支持排除』の主張や政策と、これらの政策にもとづく具体的なあらわれとしての県評内部にあらわれた単産による統一戦線労組連絡協議会結成問題や、動力車労組問題の動きに対決し、積極的にとりくんでいく」とした。

ここで参考までに、当時の日本社会党全体の議論水準を示すものとして、総評社会党員書記長会議「社会党強化についての提言」（1971年から1972年2月までに作成、「県本部第39回臨時大会」ファイル所収）を紹介しておきたい。すなわち、

「今日の労働運動のなかで、労働者の要求と意識の多様化が進み、一方政党の分立、多党化のなかで、労働組合の社会党支持の機関決定は形骸化の方向を強め、労働者の一人ひとりを社会党に結集するための有効な機能を果し得ない欠点を露呈してきている。社会党支持の機関決定に依存するだけでは、労働者の政治意識をたかめ、労働者一人ひとりを社会党支持に結集させることに不充分であり、党の主体性の確立と相俟って組織のなかにおける党員を中心として日常の党活動（学習、教育、文化）を通じて直接労働者に訴える行動を強めることが最も大切である。又長い間続けてきた社会党支持の機関決定は、党の労組依存を強め、組織政党として党自らの党勢拡大と党組織の確立における努力に甘さを生ぜしめる要因となっており、一方、労働組合の側も党本来の業務、権限の問題にまで立ち入り、党の自主性を圧迫するなど党と労働組合の関係の原則（自主独立、相互不介入）から逸脱しているところも見受けられる。・・・階級政党と労働組合の協力、共闘関係・・・の在り方は従来の惰性を改め、あくまで基本原則に基づいた正しい協力、共闘の関係を確立することが必要である」。

社会党一党支持問題をめぐる諸論点が的確に把握されている。にもかかわらず、ここからさらに労働組合における政党支持自由を容認する（社会党一党支持を否定する）ところまで議論を発展させることはなかった。

その後、この問題について大きな動きがあったのは、労働戦線統一による新たなナショナル・センター「日本労働組合総連合会」（連合）の結成（1987年）であった。連合は、政治活動問題については発足後の検討課題とし、その間は政党支持を決めず、加盟単産に決定を委ねることとした。連合の結成にともない、従来社会党の支持基盤であった総評は1989年に解体したが、その政治活動は総評センター（1989年）——さらに「社

11 構造改革論の否定と県護憲の解消

静岡県の護憲運動にとって、1969年は少なくとも二つの意味で重要な年となった。第一に、この年、県本部ははじめて構造改革論を——少なくとも管見の限りで——正式に否定した。前述のように、構造改革論は、党内抗争においてすでに何度か敗北を重ねていた。そうした経緯を経て、県本部は、青年党員協議会結成大会（1969年2月）において次のような活動方針を提起した⁶³。

「更に59年の西尾〔末広〕一派の追放⁶⁴、61年以降の構造改革論争など、すべて社会党を右傾化し、改良主義の政党たらしめようとする動きと対決するものであった。社会党が、平和革命論の立場をとる場合、「話し合い」による権力の移行を主張しているのではない。労働者階級を中心とした勤労階級の「組織力」による革命であり、国内戦争という形態をとらないということである。改良主義の介在する余地はないのである。平和革命論を支えるのは、日本国内に一定の民主主義の確立があることである。労働者階級の実力によって資本主義政権をくつがえし、資本主義制度をくつがえす政治的自由が権利としてあるということである。しかるに70年安保を前にして、政府、独占は、この民主主義に対して挑戦と、侵害を始めているのである。まさに反革命である。」

全体の文意は必ずしも明瞭でないが、構造改革論が、「社会党の右傾化」「改良主義」「話し合いによる権力の移行」論、そして「勤労階級の組織力による革命ではない」などのレッテルをもって明確に否定されたことは明らかである。管見の限りで、これが構造改革論を明確に否定した県本部文書の初見である。

第二に、この年、憲法擁護静岡県民連合（県護憲）が組織的に解消されたことも注目される。すなわち、県本部第32回定期大会（1969年2月）は、県護憲を組織的に解消し、新たに「安保条約反対・平和と民主主義を守る静岡県実行委員会」（略称「県反安保実行委員会」）を結成するという方針を承認した。1970年安保改定（自動延長）が目前に迫ってきたことから、安保廃棄の闘いを強化するため、さまざまな大衆闘争のセンター的機能をもつ組織が必要と考えられたからである⁶⁵。こうして静岡県の護憲運動は、60年安保のときと同様、再び安保闘争に吸収されてしまった⁶⁶。なお、県護憲の下部組織である「憲法を守る会」はそのまま存続させ、県反安保実行委員会に結集することとなった。

会党と連帯する労組会議」（1992年）——に継承され、社会党一党支持は温存された。しかし、民主・リベラル労組会議への移行（1997年）にともない、社会党（社民党）一党支持は事実上消滅した。結局、社会党（社民党）は、最後まで政党支持自由の問題を解決することはできなかった。

⁶³ 1969年2月11日付日本社会党静岡県本部青年党員協議会活動方針「安保廃棄と党建設の前進のための青年党員の任務について」（「県本部第32回定期大会」ファイル）。

⁶⁴ 1959年6月参院選の敗北の総括と60年安保闘争の運動方針をめぐって、同年10月西尾末広ら社会党右派が社会党を離党した。これに河上丈太郎派の一部も同調して離党、翌1960年1月民主社会党を結成した。

⁶⁵ 「安保条約反対・平和と民主主義を守る静岡県実行委員会の結成方針」（「県本部第32回定期大会」ファイル所収）によれば、反安保実行委員会は、「安保廃棄、憲法改悪反対のたたかいの軸」として、「反戦平和の諸闘争」の「センター的機能をもった組織」とされた。そのため、「従来あった静岡県護憲連合の運動は組織の形としては解消されるが、実質的には…実行委員会に発展的に移される」という。

⁶⁶ それと平仄を合わせるように、県本部第32回定期大会に提案された1970年度運動方針案からは「憲法擁護」に関する記述は完全に消滅した。

1 2 「護憲」から「憲法完全実施」へ

渡辺治は、1964年に憲法調査会報告書が提出されると、それ以後は<憲法改正消極の時代>に入り、ふたたび憲法改正の波——<第二の波>——が高まるのは1981年以後のことであるという⁶⁷。たしかに、いまから振り返っても1970年代は護憲運動にとって比較的平穏な時期であった。しかし、それでも、この時期は県本部と護憲運動にとって重要な変化が見られる時期であった。その点を以下説明しよう。

1 2-1 連合政権論と「国民統一綱領」

前述のように、社会党中央は第27回党大会（1966年）で「道」を最終的に採択した。そして、その後、そこで示された「国民統一戦線に支持された政権（国民連合政府）」を樹立するという方針を具体化するため、70年代前半の平和革命戦略として「新中期路線」（1971年）⁶⁸が、そして連合政府の共通綱領案として「国民統一綱領」（1974年）⁶⁹がそれぞれ党大会で採択された。

そのうち「国民統一綱領」（1974年）を一読すると、かつて構造改革論が提起した「憲法完全実施」が完全復活したかのような印象を受ける。すなわち、それは国民連合政府の基本政策の総論として「護憲・民主・中立・生活向上」をかかげ、「憲法の完全実施」を謳った。そして、個別の基本政策として、①国民生活の安定のため、憲法25～28条を根拠に安心して暮らせる社会保障を整備すること、②民主教育を確立するため、憲法と教育基本法の原則に従うこと、③護憲・反戦の闘いとして日米安保条約を廃棄し、非武装中立を実現すること、そして最後に、④「憲法の実現・民主政治の確立」のため、「憲法の平和主義はもちろん、国民主権、国民の自由と人権の保障、一切の社会的差別、議会制民主主義、地方自治の確立などの完全実施のために努力する」こと、とくに「社会権の保障規定を最高度に実現して、国民の生活福祉を向上」させること、などを掲げた。

こうして「憲法完全実施」は連合政権における基本政策の骨格をなすものとなった。それを提起したのは、「道」を起草した社会主義理論委員会（委員長勝間田清一）であった。その一方で、かつて構造改革論の旗頭であった江田三郎は、国民統一綱領の採択から3年後の1977年に社会党を離党した。

1 2-2 「憲法完全実施」の実践——「地方自治の基本構想」と「県政改革の政策プログラム」

1979年1月11日、社会党中央執行委員会は、党自治体綱領作成委員会が作成した「地方自治の基本構想」（以下、「基本構想」という）⁷⁰を承認した⁷¹。それは、日本国憲法の「地方自治

⁶⁷ 渡辺『憲法「改正」の争点』19頁。

⁶⁸ 『日本社会党綱領文献集』249頁以下。

⁶⁹ 『日本社会党綱領文献集』333頁以下。

⁷⁰ 国民自治年鑑編集委員会編『国民自治年鑑1980年版』（日本社会党中央本部機関紙局、1980年）55～62頁。

⁷¹ 「地方自治の基本構想」策定の経緯については、『日本社会党第43回定期全国大会速記録』（あたご速記・印刷株式会社、1979年）Ⅲ-7頁、参照。

の本旨」に基づき、変化する住民要求に対応する、「分権自治」を基本理念とした地方自治の基本構想であった。それは、これ以後の党の地方自治政策の基本となった。

社会党が基本構想を策定した背景には、1975年以降革新自治体が明らかに停滞ないし後退傾向に陥り、いまなお挽回の契機を得ていないという危機感があった。そして、そのような後退を招いた要因の一つにあげられたのが、「住民の要求の変化とそれに対する革新自治体とわが党の運動の立ち遅れ」であった。それゆえ、住民の多様な要求に対応するため、住民の政治、経済、社会、文化のあらゆる権利・義務において地方自治の復権を図ろうとしたのである。

そのうえで基本構想は、地方自治の問題点を——①住民の政治参加、②行政運営、③中央政府との関係について——全面的に洗い出し、改革の方向性を具体的に示した。2020年の時点で基本構想を読んで驚かされるのは、その先進性、先取性である。その後の地方自治法改革などで実際に実現された改革事項は多い⁷²。それ以上に強調したいのは、基本構想が少なくとも客観的には「国民統一綱領」が示した「憲法完全実施」の方針を、地方自治分野で政策的に具体化するものであったということである。

「憲法完全実施」の方針は、静岡県レベルにおいても実践された。基本構想の承認から一月後の1979年2月11日、静岡県本部執行委員会は「県政改革の政策プログラム」を決定した⁷³。これは第52回定期大会（1977年4月）の決定を受けて、県本部政策審議委員会が「勤労県民各層の要求を政策化する作業」に着手し、2年近い討議を重ねて策定したものであった。

残念ながら、「県政改革の政策プログラム」の原資料は未見である。そこで、改訂版「県政改革の政策プログラム」（1982年7月発行）⁷⁴を参照すると、それは静岡県政の現状分析・批判から始まり、全13項目にわたる県政改革の課題と基本政策を提示する、総合的・網羅的な県政改革プランであった⁷⁵。

実は、県民要求を踏まえた政策綱領を策定するという取り組みは、すでに1950年代後半から60年代初めにかけて行われたことがある。それは、最終的に、第19回定期大会（1961年2月）において「県政綱領」として採択された。これも原資料未見であるが、残存する「県政綱領審議のまとめ」⁷⁶から検討項目を拾うと、①自治行政（県議会、行政機構、財政、税制、監査、市町村政、選挙、統計、広報、外事）、②総合開発、③農業、④林業、⑤漁業、⑥中小企業、⑦土木建築（道路、災害、工場事故、都市計画、住宅）、⑧観光、⑨民生（社会福祉、母子福祉）、⑩衛生（公衆衛生、予防衛生）、⑪労働（労政、職安）、⑫教育（教委、施設、学校教育、社会教育）、⑬文化、⑭治安（警察、消防）、と県政全般にわたっていた⁷⁷。「県政改革の政策プログ

⁷² たとえば、基本構想は、①自治体が一つの統治団体として住民の意思に基づいて運営されるために「自治体基本条例」の制定を提案しているが、近年、その理念を実践する自治体が登場し、その数は2018年11月現在ですでに370を超えている。②国と自治体の責任分担と事務再配分に関する提案も、地方分権一括法（1999年）による地方自治法改正で機関委任事務制度が廃止されるなど、おおむね実現されたといってよい。また、③条例制定権の保障も提案しているが、これも地方分権一括法により統制条例の規定が削除されたことなどで実現されたといってよい。なお、地方自治法については、宇賀克也『地方自治法概説【第8版】』（有斐閣、2019年）参照。

⁷³ 「主な活動日誌」、「統一自治体選挙闘争の総括について案」（「県本部第57回定期大会」ファイル所収）。

⁷⁴ パンフレット「県政改革の政策プログラム」（1982年7月発行）。

⁷⁵ その後、1986年12月には三訂版「静岡県政改革の政策プログラム—安心して生活できる豊かな福祉県政をめざして」が発行された（「県本部第74回臨時大会」ファイル所収）。

⁷⁶ 「第19回県連定期大会」ファイルに所収。

⁷⁷ なお、「県政綱領」の市町村版として、日本社会党静岡市支部は「社会党の静岡市政綱領（案）—社会党は

ラム」(1979年)は、県政綱領(1961年)の延長線上にあったのである。

残念ながら、県政綱領が県本部や県議団の活動においてどのように活用されたのかは分からない。しかし、「県政改革の政策プログラム」については、県本部第57回定期大会(1979年6月)は、社会党の側から積極的な政策・条例提案を行うこと、階層別の要求をくみあげ国と自治体に向かって要求実現活動を行うことを決定した。「政策は言葉の羅列の時代から実際の運動の時代に入った」という議案書の表現は、この方針を端的に示していた。そして、実際、県議団は県会議員選挙でこの政策プログラムに基づいて政策宣伝と公約づくりを行った。さらに党主催の対話集会・懇談会活動が各地でくり返し行われ、そこで出された住民要求の政策化がはかられた⁷⁸。

12-3 小括

社会党中央レベルの「国民統一綱領」、「地方自治の基本構想」の策定、静岡県レベルの「県政改革の政策プログラム」の策定とその実践について概観してきたが、これらは、社会党が議会制民主主義の政党、つまり国民の諸要求を適確に把握しかつ政策化することで国民多数の支持を獲得する政党への脱皮を本格的に試みたものとして画期的な活動であった。そして、その際、もっとも理論的基盤となっていたのが日本国憲法であり、「憲法完全実施」であった。

13 県護憲の再建

前述のように、1969年2月県護憲は組織的に解消され、下部組織の「憲法を守る会」(地域護憲)だけが存置された。とはいえ、実際に1969年時点で活動していたのは浜松市の「憲法を守る会」(1964年結成)だけであった。

その後、1976年5月3日に「静岡憲法を守る会」——静岡市から焼津市・金谷町までをカバーした——が結成されたが⁷⁹、それ以外の地域での地区護憲の組織化はなかなか進まなかった。そうしたなか、1980年10月24日、県護憲の再建総会が開催され、執行体制の確立と当面の活動方針、そして全県に地区護憲を組織化することが決定された⁸⁰。

なぜ、この時期に県護憲が再建されたのかといえ、その背景に改憲派の動向があった。すなわち、元号法(1979年法律第43号)の制定運動に成功したいわゆる「草の根保守」(「日本

こういう市政を行なう」(1959年3月)を作成した。

⁷⁸ 県本部第60回定期大会(1980年3月)の議案書によれば、「党主催の対話集会・懇談会活動は、浜松、磐田、袋井における校区别集會を中心に西部全域で、第3支部協の指導によってくり返し行われた。中部では、静岡、焼津の校区别集會をはじめ、菊川で、東部では富士市、富士宮などで取り組まれた。浜松、磐田、袋井、静岡では要求を集約し、市や県と交渉するところまで活動を前進させた」という。

⁷⁹ 結成総会資料によれば、以下の人びとが準備委員として「静岡憲法を守る会」の結成を呼びかけた。市川勝(弁護士)、太田克之(党県本部国民運動局)、奥村敦毅(社青同)、乙黒悟郎(全電通)、尾焼津弁次(党総支部)、桜井規順(党県本部書記次長)、辻宣道(牧師)、寺田肇(旧市護憲)、中野一幸(教員)、松田周一(農民組合)。準備会では、会の性格、運営のあり方について、「例えば、消費者保護条例を活用させる運動を展開するなど、日常生活に根ざした活動を粘り強く、着実に発展させることを目的とする」ことなどを討議したという。これは「国民統一綱領」の方針に即した議論であったといつてよい。なお、現在、静岡社会文化会館(静岡市葵区)には1976年結成総会から1985年第10回総会までの総会資料が保存されている(途中一部欠あり)。

⁸⁰ 「主な活動日誌」、「1981年度運動方針」(「第63回県本部定期大会」ファイル、所収)。

を守る会」や「元号法制化実現国民会議」)は、今度は靖国神社公式参拝実現を求める意見書や「新憲法の制定を要請する決議」を採択するよう地方議会に働きかける運動を開始した⁸¹。それが護憲派の警戒感を強めたのである。こうして、1970年代末から1980年代前半にかけて、護憲運動は「草の根保守」に対する反撃として再活性した。

14 「日本社会党の新宣言」と護憲運動

社会党中央は、第41回党大会(1977年9月)以後、「道」の見直し作業を本格化させ、第50回続会党大会(1986年1月)において「日本社会党の新宣言—愛と知と力による創造」(以下、「新宣言」という。)⁸²を採択した。

新宣言は、従来の平和革命による社会主義を実現するという「革命」路線を放棄し、代わりに政治・経済・社会の全面にわたる改革運動に取り組むという「改革」路線に転換した。そして、生産手段の公有化・国有化を否定し、市場経済の有効性を承認したうえで、国民生活に貢献するように市場経済を適切に規制・誘導するとした。新宣言はこれをもって「社会主義の発展」「現代的な社会化」と呼んだ。

そして、新宣言は、このような社会主義を発展させる不可欠の担い手が社会党を含む連合政権であるとし、①「憲法完全実施」の合意と②改革前進の見通しがあることを前提に、どの政党とも積極的に連合政権を形成するとした。

かつて「道」は社会主義革命に至る路線を《過渡的政権(連合政権)→社会主義政権》の2段階で構想していたが、新宣言は社会主義の概念を読み替えることで《連合政権=社会主義政権》という1段階に修正した。そして、《連合政権=社会主義政権》の唯一の理念的・政策的前提となったのが「憲法完全実施」であった。新宣言は、社会主義政党から(「憲法完全実施」という意味での)護憲政党への転換を宣言するものでもあったのである。

しかし、新宣言採択後も、少なくとも静岡県を見る限り、党の日常活動に大きな変化は見られなかった。それも当然のことで、すでに見たように、「憲法完全実施」は1970年代から党の方針となり、静岡県でもすでに実践に移されていたからである。

1980年代における静岡県内の護憲運動について、とくに2点指摘しておきたい。第1は、1980年に県護憲が再建されて以後、「憲法を守る会」(地区護憲)の組織化が進展したことである。前述のように、地区護憲は浜松市(1964年)と静岡市(1976年)においてすでに結成されていたが、県護憲再建後は、1981年に清水市、藤枝市、富士・富士宮地区に地区護憲が、そして西部地区に憲法擁護静岡県西部国民連合(略称西部護憲)がそれぞれ結成された。また、焼津市(1982年)、掛川市(1983年)で地区護憲が結成されると、1983年には静岡市・清水市・藤枝市・焼津市・掛川市の地区護憲をたばねる中部憲法擁護県民連合(略称中部護憲)が新たに組織された。そして、1987年現在、伊東市、田方郡、富士・富士宮地区、清水市、静岡市、焼津市、藤枝市、掛川市、浜松市の9地区で地区護憲が活動していた⁸³。

⁸¹ 「新憲法の制定を要請する決議」は、1980年7月現在、岡山県英田町議会と宮崎県門川町議会などで採択された。

⁸² 『日本社会党政策資料集成』855頁以下。

⁸³ 以上は、1981年2月「県本部第63回定期大会」ファイル、1982年3月「県本部第65回定期大会」ファイ

第2に、「憲法完全実施」の方針にもかかわらず、護憲運動としての活動は平和・安保反対運動と一体化しがちであったことである。とくに1983年以降、県護憲がおもに取り組んだのは、米戦艦・空母寄港計画反対、東富士演習場での日米共同訓練反対、浜松南基地ジェット機墜落事故の原因究明、浜松・静浜両基地の夜間発着訓練基地化阻止などであった⁸⁴。その背景には、前述のように、そもそも護憲運動という枠組のなかで「憲法完全実施」を实践することはむずかしい——「憲法完全実施」の場合、護憲＝改憲反対のように運動の課題を焦点化することは決して容易なことではなかった——という事情があったからではないか。

おわりに——1990年代の護憲運動

静岡県における護憲運動は、1950年代初めから憲法9条の改正に反対する運動として展開してきたが、60年安保闘争を経て、新たに構造改革論の一環として——単なる9条擁護ではない——「憲法完全実施」論が登場した。路線闘争における構造改革論の敗北後も、70年代から80年代にかけて社会党は——中央でも静岡県でも——紆余曲折はありながらも「憲法完全実施」を政策的・実践的に深化させ、とくにその連合政権論では最重要の理論的基盤とした。本稿が描出した1980年代までの護憲運動史のアウトラインとはこのようなものであった⁸⁵。

その後、1990年代に入ると、＜憲法改正の第三の波＞⁸⁶が押し寄せた。今回の波は、改憲派による改憲草案の起草が活発化した⁸⁷だけではない。国際情勢の変化によって護憲運動は新たな局面を迎えることになったのである。

1990年8月イラクは突如クウェートに侵攻し、これを占領した。これに対し国連安保理は、同年11月、イラクの即時撤退を求め、イラクへの武力行使を容認する決議を採択した。そして、翌1991年1月米国を中心とした多国籍軍がイラクへの攻撃を開始した（同年2月終了）。いわゆる湾岸戦争である。このとき米国は、日本政府に対し、同盟国として戦費の拠出と共同行動を求めた。日本政府はこれに応えるべく、1991年9月、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案」（PKO協力法案）を国会に上程し、国連の平和維持活動（PKO）に協力するという名目で自衛隊の海外派兵を可能にしようとした。同法に対する世論の批判は強く、社会党

ル、1983年7月「県本部第68回定期大会」ファイル、1988年4月「県本部第77回定期大会」ファイル、による。

⁸⁴ 「県本部第68回定期大会」ファイル、「県本部第77回定期大会」ファイル、など参照。

⁸⁵ このように護憲運動史を捉えることができるならば、1990年代に登場した山口二郎「創憲論」は「憲法完全実施」論の系譜に連なるものと理解できるかもしれない（「創憲論」については、岩井奉信・山口二郎「今なぜ『創憲論』を提唱するか」『潮』395号、1992年2月号、122～133頁、『創憲：山花貞夫 vs 山口二郎（社会新報ブックレット1）』日本社会党機関紙局、1993年、などを参照）。なお、その後、護憲論はさらに多様化し、松下圭一『市民立憲への憲法的思考—改憲・護憲の壁をこえて』（生活社、2004年）、渡辺治『憲法改正—軍事大国化・構造改革から改憲へ』（旬報社、2005年）、五十嵐仁『活憲—《特上の国づくりをめざして》』（山吹書店・積文堂、2005年）などが登場した。

⁸⁶ 渡辺『憲法「改正」の争点』19頁。

⁸⁷ 1990年代前半に公表された改憲草案として、西部邁「私の憲法案」（1991年）、小林節「日本国憲法改正私案」（1992年）、自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議「日本国憲法改正草案」（1993年）、自民党憲法調査会中間報告＜憲法調査会委員による発言要旨＞（1993年）、日本を守る国民会議「新憲法の大綱」（1993年）、読売新聞「憲法改正私案」（1994年）などがある（渡辺『憲法「改正」の争点』72頁以下）。

もこれに反対したが、結局、その修正案が翌 92 年 6 月に可決・成立した（法律第 79 号）。これにより自衛隊は国連の PKO 活動に参加できるようになった。このように護憲運動は、国連平和維持活動への自衛隊参加を容認すべきか否かという国際問題への対応を迫られた。

その後、国内政局は急速に流動化し、その影響は護憲運動にまで及んだ。すなわち、社会党は、1993 年 7 月第 40 回総選挙での歴史的惨敗（139 議席から 77 議席へ）を喫した。それが直接的契機となって社会党内に解党的雰囲気が強まり、同年 8 月の非自民・非共産 8 党派連立政権（細川政権）への参画を促した。しかし、政権内で疎外された社会党は翌 1994 年 4 月連立政権から離脱した。そして、こんどは自民党と手を組み、同年 6 月社会党首村山富市を首班とする村山政権（自社さ連立政権）を成立させた。このような激動の政治情勢の中で、村山首相による「政策大転換」が行われた。同年 7 月村山首相は衆議院本会議において、「日米安保体制は地域の平和と繁栄に不可欠」「自衛隊は合憲」「日の丸・君が代を国旗・国歌として尊重する」と断言したのである⁸⁸。そして、1995 年 5 月 27 日日本社会党第 62 回臨時党大会は「95 年宣言—新しい基本価値と政策目標」⁸⁹を採択し、村山首相の「政策大転換」を追認した。

このような社会党の政策転換が護憲運動に深刻な動揺と混乱を引き起こしたことはいうまでもない。しかし、国内外情勢の急速な変化にもかかわらず、静岡県護憲運動はその後も粘り強く活動を継続した。しかし、残念ながら、紙幅の都合によりここで筆を擱かざるを得ない。1990 年代以降の静岡県護憲運動については稿を改めて考察したいと思う。

（以上）

⁸⁸ 以上については、原『戦後史のなかの日本社会党』288 頁以下、参照。

⁸⁹ 「95 年宣言」は、「『自衛隊は合憲』として認める立場から、自衛権の行使は領土・領海・領空に限定して、自衛隊の計画的な縮小と改編を進めることにします」、「私たちは、外交の基軸を日米関係におき、日米安保条約を堅持しつつ、その運用にあたっては、できるかぎり軍事面を小さくして、政治・経済面を広げ、冷戦後の国際関係を視野に入れた新しい日米関係をつくることにします」、「国際平和協力法に基づいて、すべての国連平和維持活動に参加することにします」、と宣言した（「県本部第 89 回臨時大会」ファイル、所収）。